

第5次八幡市総合計画（序論・基本構想）

<中間案（未定稿）>

平成 29 年 11 月

八幡市

目次 Contents

序論

I. 総合計画の位置づけ	1
1. 策定の背景.....	1
2. 計画の位置づけ.....	2
3. 計画の構成と計画期間.....	2
II. 八幡市の概況.....	4
1. 位置・地勢・気象 ー近畿の中央に位置する八幡市ー.....	4
2. 沿革.....	4
3. 人口 ー人口減少社会の局面に転じ、少子高齢化が進行ー.....	6
4. 産業 ー運輸・通信業が伸び、第3次産業への特化が進行ー.....	6
5. 財政 ー義務的経費の増大を見据え、財政の弾力化を推進ー.....	7
III. 社会経済環境の動向.....	8
1. 人口減少社会を見据えた地方創生の推進.....	8
2. 高齢化社会の進行と健康増進施策への期待の高まり.....	8
3. 高度情報化社会の進展とICTを活用した新たな取組.....	9
4. グローバル化の進展に伴う地域経済の振興.....	9
5. 安全なまちづくりに向けた災害に強い都市基盤の整備.....	10
6. 地方の「発意」と「多様性」による地方分権の新たなステージ.....	11
7. 一億総活躍社会の実現に向けた仕事と生活の調和の推進.....	11
8. オールジャパンで推進する日本文化の発信とレガシーの創出.....	12
IV. 八幡市の主要課題.....	13

基本構想

I. 基本構想の位置づけ	16
1. 基本構想策定の目的.....	16
2. 計画期間.....	16
II. まちづくりの将来像と実現方策.....	17
1. 基本的な考え方(ビジョンとその実現に向けたストーリー).....	17
2. 将来都市像.....	19
3. まちづくりの進め方.....	19
4. まちづくりの基本目標.....	20
III. 将来フレーム.....	23
1. 人口.....	23
2. 財政.....	25
IV. 都市空間形成の方針.....	27
1. 都市空間形成の考え方.....	27
2. 将来土地利用構想.....	28

序論

I. 総合計画の位置づけ

1. 策定の背景

(1) 総合計画の策定とまちづくり¹の推進

現在本市では、約7万2千人、約3万2千世帯の人々が生活を送っています。本市では、まちづくりを総合的、計画的に行っていくために、これまで4次をわたって、まちづくりの指針となる総合計画を策定してきました。

これまでの策定経過をみますと、1977（昭和52）年11月に市制に移行し、これを契機に、1978（昭和53）年3月、「都市としての基盤づくりの指針」として、初めての総合計画となる「第1次八幡市基本構想」を策定しました。10年後の1987（昭和62）年12月には、「都市としての成長の指針」として「第2次八幡市基本構想」を、1996（平成8）年12月には、「都市としての個性と魅力づくりの指針」となる「第3次八幡市総合計画」を策定しました。そして、2007（平成19）年3月には、「まちづくりの基本指針」であるとともに、「市民と行政の協働の指針」となる「第4次八幡市総合計画」を策定し、「自然と歴史文化が調和し人が輝く やすらぎの生活都市」をめざし、さまざまな施策を実施してきました。

(2) まちづくりを取り巻く社会経済環境の変化

2007（平成19）年の第4次八幡市総合計画策定以降、少子高齢化の進行と人口減少社会の到来、雇用環境の変化、循環型社会の実現に向けた取組の進展、NPO²の増加と市民参画型社会の到来、地方分権の進展など、まちづくりを取り巻く社会経済環境は大きく変化してきています。

また、市域においては、第二京阪道路、京都第二外環状道路といった広域幹線道路の供用開始により、交通の要衝として工業団地への企業の進出が図られ、また、松花堂周辺、流れ橋周辺等の交流拠点の整備等により、市内外の交流人口³が増大しています。一方で、第1次基本構想策定前後に急速に整備された都市基盤の老朽化や、男山団地の開発期に急増した人口の高齢化、出生率の低下や都市の成熟による転入者の減少に伴う人口減少などの影響により、市の財政状況は、引き続き厳しい状況が続いています。

人口減少は、八幡市のみならず全国的な現象であり、東京一極集中に伴う社会減少と、出生率の低迷に伴う自然減少を食い止めるため、2014（平成26）年にま

¹ まちづくり：道路や公園、建築物など「ハード（物的）面での施設づくりや保存活動」、さらには、市民の健康・福祉・教育、コミュニティの形成など「ソフト面での人づくりや仕組みづくり」を含めた活動。

² NPO：Non-Profit Organizationの略で、特定非営利活動法人を含む市民活動団体やボランティア団体など、さまざまな社会的活動を行う非営利の自主的かつ自発的団体。

³ 交流人口：定住人口（居住者）とは異なり、通勤、通学、文化、スポーツ、買い物、観光等で他地域から訪れることによって、地域の活性化に結びつく人口。

ち・ひと・しごと創生法が制定され、八幡市では 2015（平成 27）年に八幡市人口ビジョン及び八幡市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定しました。

本総合計画は、以上の経緯を踏まえて策定されたものです。

2. 計画の位置づけ

2011（平成 23）年の地方自治法の改正に伴い、基本構想の策定義務はなくなりましたが、2016（平成 28）年 6 月、八幡市総合計画策定条例を制定し、総合計画を、市政の「総合的かつ計画的な運営を図るためのまちづくりの指針」として位置づけ、議会で議決された基本構想に基づき、基本計画及び実施計画を策定することとしました。

総合計画に基づき、全ての施策を総合的、計画的に展開していくこととなり、個別計画の策定の際には総合計画が参照され、個別分野間の調整の際にも立ち戻るべき基本指針となります。

また、国や京都府、近隣市町村、広域行政組織が、本市にかかわる計画を策定したり、事業を実施したりするにあたって、尊重すべき指針となります。

3. 計画の構成と計画期間

(1) 計画の構成

① 全体の構成

第 5 次八幡市総合計画は、序論、基本構想及び基本計画によって構成します。

② 基本構想

基本構想は、本市のめざす将来都市像を示すとともに、まちづくりの進め方や人口規模、土地利用指針など、長期的な視点による将来都市像の実現に向けた施策の基本的な方向性を明らかにするもので、基本計画及び実施計画の基礎となるものです。

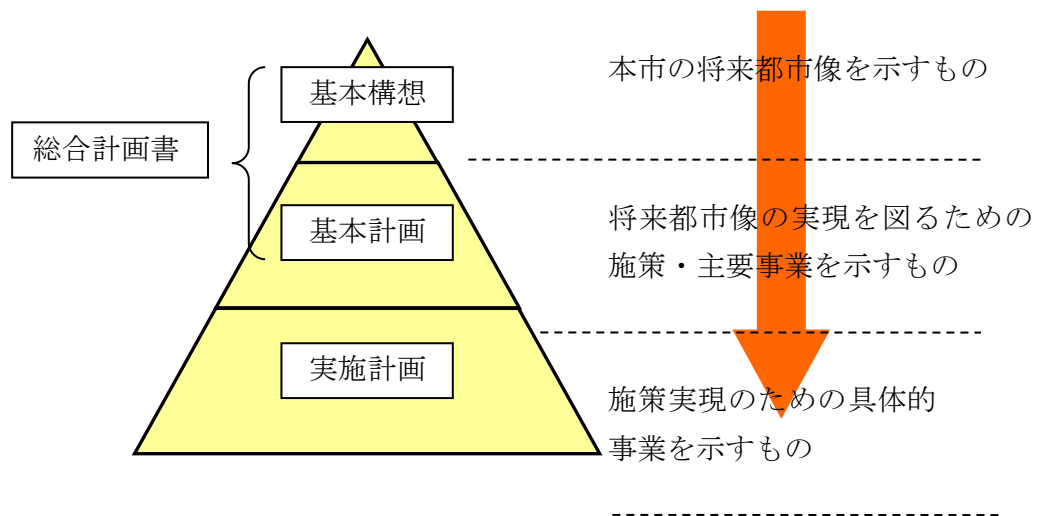
③ 基本計画

基本計画は、基本構想に掲げる将来都市像を実現するために、優先的に取り組むべき施策、主要事業を総合的かつ体系的に示すものです。

④ 実施計画

実施計画は、本計画書とは別に、施策実現のための具体的な事業やその規模、実施年度を明らかにするもので、各年度の予算編成や事務事業執行の具体的な指針となるものです。

図表 I-1 総合計画の構成



(2) 計画の期間

計画期間について、長期的なまちづくりの基本指針である基本構想については、2018（平成30）年度から2027（平成39）年度までの10年間とします。

10年後のまちづくりを見据え、基本構想実現のための施策や主要事業を示す基本計画については、時代の変化が非常に速くなってきており、その流れに即応する必要があることから、2018（平成30）年度から2022（平成34）年度までの5年間を前期基本計画とし、中間見直しを実施したうえで2023（平成35）年度から2027（平成39）年度までを後期基本計画とします。

実施計画については3年計画とし、1年を経過するごとに見直しを行います。

II. 八幡市の概況

1. 位置・地勢・気象 —近畿の中央に位置する八幡市—

本市と近畿圏最北端の経ヶ岬を結んだ距離を半径として円を描くと、圏域のほとんどがそのなかに入り、本市は近畿圏のほぼ中央に位置しているといえます。京都府の南西端で大阪府境に接し、木津川・宇治川・桂川の三川が合流して淀川となる地点で、京都市、大阪市という二大都市の中間にあって、交通至便な立地条件を有しています。

面積は 24.35 km²、最大幅は東西約 6.7 km、南北約 8.5 kmで、北部から東部にかけては、淀川、木津川を境界にして島本町・大山崎町・京都市・久御山町・城陽市と、南東部は京田辺市と、西部は枚方市と接しています。西部の緑豊かな男山から南部の美濃山地域にかけてはなだらかに起伏した丘陵地で、その他の地域はおおむね平地で形成されています。平地部には、一級河川の大谷川・防賀川が流れ、また、中央部から東部にかけては田園が広がっています。

気候は、年間を通じて比較的温暖で、年間の平均気温は約 16℃、降水量にはばらつきがありますが近年では年間 1,500mm 程度です。

2. 沿革

(1) 古代から交通の要衝

本市の歴史は古く、市内からは旧石器時代の石器が出土し、弥生時代後期以降遺跡数が著しく増加し、古代から開けていたことを示しています。

古代から近世に至るまで、交通手段として木津川や淀川を水路として利用した水運とともに、古山陽道、東高野街道、京街道の陸路が各時代に整備され、本市は瀬戸内海から京都、奈良へ至る交通の要地として栄えてきましたが、反面、権力争奪の要衝として再三の戦火に見舞われてきました。

(2) 石清水八幡宮の建立と八幡の発展

859（貞観元）年、国家（平安京）の平安を守るため、九州から八幡神が移座し、その翌年に男山に石清水八幡宮が建立されてからは、その門前町として発展しました。

門前町では様々な文化が育まれ、江戸時代前期、石清水八幡宮の社僧で、寛永の三筆の一人と称される松花堂昭乗が、当代の著名な文人たちと交流し、書・画・茶の湯・和歌等に長じその所持品「八幡名物」で町の名をさらに高めました。全国的にも有名な松花堂弁当は、この松花堂昭乗に由来しています。

江戸時代から明治期にかけての本市は、石清水八幡宮参詣者を対象に安定した発展を続けた商業地と京都・大阪という大消費地を支えるため作物の栽培を盛んに行った農村部という側面をもっていました。

(3) 八幡町の誕生

明治の末期には市域の北端を通る鉄道が開通し、それまで輸送の重要な役割を担っていた淀川等の水運が下火となり、その中継地としての本市の役割も低下しました。

1889（明治 22）年町村制施行によって全国的な町村合併が実施され、八幡では八幡町、都々城村、有智郷村が形成されました。そして、1954（昭和 29）年にこの3町村が合併して人口約1万6千人の新しい八幡町となりました。

(4) 八幡町から八幡市へ

昭和 30 年代における京都・大阪都市圏の広がり、近隣地域への人口の分散、ベッドタウン化をもたらしました。そして、1966（昭和 41）年に伏見区三栖町から枚方市中振間の枚方バイパス（現 国道 1 号）が開通し、京阪経済圏への中心動脈としての期待がかかるなか、昭和 40 年代後半には日本住宅公団（現 独立行政法人都市再生機構）による男山団地の開発が主因となって、全国屈指の人口急増をみました。

1975（昭和 50）年には人口が5万人を超え、1977（昭和 52）年 11 月 1 日に市制を施行、八幡市が誕生しました。翌年、「都市としての基盤づくり」を中心とした第 1 次八幡市基本構想を策定し、急増した人口に対応するため上下水道、教育・文化・スポーツ施設、保健・福祉施設の整備等を積極的に進め、1987（昭和 62）年には「都市としての成長」を基本とした第 2 次基本構想に改定し、計画人口 10 万人のまちづくり施策を展開してきました。

しかし、一時期急激な増加をみた人口が停滞傾向をみせ、社会情勢や市民の価値観や生活様式が変わるとともに、本市のまちづくりに大きな影響を与える第二京阪道路や京都第二外環状道路、新名神高速道路等の広域幹線道路の計画や整備が進展するなか、これらの動向に的確に対応し、市民ニーズ⁴に応じていくために、2007（平成 19）年には「自然と歴史文化が調和し 人が輝く やすらぎの生活都市」をめざし第 4 次八幡市総合計画を策定し、まちづくりを進めてきました。

⁴ ニーズ：必要性、需要、要求。

3. 人 口 ー人口減少社会の局面に転じ、少子高齢化が進行ー

本市は、1977（昭和 52）年 11 月 1 日に人口 57,795 人で府内 11 番目の市として発足しました。

市制施行前後の人口の状況をみると、1975（昭和 50）年から 1980（昭和 55）年には 29.4%、1980（昭和 55）年から 1985（昭和 60）年には 11.5%の増加をみましたが、1985（昭和 60）年から 1990（平成 2）年では 4.7%となり、1993（平成 5）年に 7 万 6 千人を超えたのを境に 1995（平成 7）年まで減少傾向が続きました。その後、2010（平成 22）年まで微増傾向となり、2015（平成 27）年には 7 万 2 千人となっています。

この傾向の主な要因は、男山団地を中心とした男山地域の人口であり、1975（昭和 50）年から 1980（昭和 55）年には 60.4%の増加であったものが、1980（昭和 55）年から 1985（昭和 60）年には 3.3%となり、この頃に人口が最大となりました。しばらく 2 万 8 千人台を推移しましたが、その後減少傾向にあり、2010（平成 22）年には 2 万 3 千人を下回りました。その一方で、近年は美濃山・欽明台地域において住宅地の整備が進んだことで、人口が増加しており、本市全体の人口は横ばいないし微減傾向となっています。

年齢構成でみると、市制施行後の 1980（昭和 55）年には男山団地を中心に若い世帯が増加し、年少人口（14 歳以下）が 30.5%、生産年齢人口（15～64 歳）が 64.5%、老年人口（65 歳以上）が 5.0%でしたが、それぞれ 1990（平成 2）年には 21.8%、71.0%、7.2%、2000（平成 12）年には 14.3%、72.7%、13.0%となっており、2015（平成 27）年には 13.1%、58.5%、28.2%と少子高齢化が進行しています。

4. 産 業 ー運輸・通信業が伸び、第 3 次産業への特化が進行ー

2014（平成 26）年の経済センサス・基礎調査を用いて全国と比較した産業大分類別特化係数をみると、本市は運輸業・郵便業が 2.55 となっており突出して高くなっています。

さらに、産業大分類別の事業所数・従業者数についてみると、2014（平成 26）年では卸売業、小売業が本市内における事業所数の 27.3%、従業者数の 24.9%を占めており最も大きくなっています。その一方で、従業者数の増加率については 1981（昭和 56）年と比較してみると、2014（平成 26）年には従業者数については小売業が 2.2 倍となるのに対して、運輸・通信業は 6.3 倍と、非常に大きく増加しており、工業団地や広域幹線道路の整備が要因と考えられます。事業所数・従業者数いずれにしても、第 3 次産業への特化が進みつつあると考えられます。

5. 財 政 一義務的経費の増大を見据え、財政の弾力化を推進一

本市は、市制施行後、計画人口 10 万人のまちづくり施策を展開するために、施設整備及び人的配置を行ってきました。

しかし、社会経済環境は大きく変化し、7 万人台で微減傾向となっているほか、少子高齢化、地方分権の推進など社会情勢の変化に伴う多くの課題がある一方で、複雑・多様化する行政需要に対処する必要があります。

こうしたなか、本市の財政運営状況は、財政力指数⁵は横ばいの傾向にある一方で、実質公債費比率⁶及び将来負担比率⁷の減少傾向により公債費では財政の弾力化が図られています。また、財政の硬直化を示す経常収支比率⁸は 2004（平成 16）年以降減少傾向が続いており、一時は改善されてきたものの、公共施設の老朽化対策、社会保障関係経費等の義務的経費の増加が見込まれる中、再度硬直化が進み、今後も厳しい財政状況が続くと予測されます。

このため、国・京都府の動向を注視しつつ、自主財源⁹の確保に努め、創意と工夫により簡素で効率的・効果的な財政運営を確保するため、さらに行財政改革を推進する必要があります。

⁵ 財政力指数：地方自治体の財政基盤の強弱を示す指数。標準的な行政活動に必要な財源をどれくらい自力で調達できるかを表す。

⁶ 実質公債費比率：公債費（地方公共団体が発行した地方債の償還のために要する経費の総額）等の状況を測る新たな指標で、標準的な財政規模に占める元利償還金等の割合。

⁷ 将来負担比率：一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標で、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率。

⁸ 経常収支比率：税等の一般財源のなかで、人件費や扶助費、公債費など経常的に支出する経費が占める割合。この比率が高くなる程、公共施設の整備等に充当する財源の余裕がなくなり、財政運営が厳しいということを示す。

⁹ 自主財源：自治体が自主的に徴収することのできる財源。地方税、使用料、手数料、分担金、負担金等。

III. 社会経済環境の動向

1. 人口減少社会を見据えた地方創生の推進

わが国では、老年人口（65歳以上）が増加する一方で、年少人口（14歳以下）は年々減少しています。2005（平成17）年には、日本の総人口は戦後初めての減少に転じ、人口減少社会が到来しました。合計特殊出生率¹⁰の最も低い東京への一極集中の影響が大きいと推察されており、今後も一極集中が続くと見込まれる中で、人口急減及び少子高齢化は進行し、総人口は2030（平成42）年までに1億2,000万人、2050年までに1億人を下回ることが国立社会保障・人口問題研究所の推計により予測されています。

こうした人口構造の変化に伴い、消費の縮小や税収の減少といったわが国全体における経済・財政の縮小だけでなく、人口の東京一極集中による都市構造の変化や地域経済の縮小が進むと考えられます。地域経済の縮小が更なる人口減少を生み出す悪循環の連鎖が生み出され地方の弱体化が進むことにより、大都市の競争力が衰退することに結びつきかねません。

そこで、国は「まち・ひと・しごと創生総合戦略¹¹」の策定を各地方自治体に促す等、地方創生¹²の推進に向けた施策に取り組んでいます。今後、人口減少社会に対応した若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現や地域の特性に応じた地域課題の解決が重要となります。

2. 高齢化社会の進行と健康増進施策への期待の高まり

わが国の高齢化率は2010（平成22）年の23.0%から25年後の2035（平成47）年には33.4%、50年後の2060（平成72）年には39.9%まで増加することが国立社会保障・人口問題研究所により推計されており、3人に1人が老年人口（65歳以上）になると予測されています。高齢者の増加に伴って、社会保障に係る給付費¹³の急増が見込まれており、2012（平成24）年度の109.5兆円（GDP比22.8%）から2025（平成37）年度は148.9兆円（GDP比24.4%）まで増加すると推計されています。今後、社会保障費の増加に伴い地方自治体の義務的経費の増加が見込まれます。

高齢者の増加に伴い、健康増進施策を通して高齢者の健康寿命の延伸を図り、健やかで幸福な暮らしのための支援をすることがより一層地方自治体に求めら

¹⁰ 1人の女性が生涯に産む子どもの数の平均。

¹¹ 「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、政府が講ずべきまち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施することを目的として、各地方公共団体に策定が義務付けられた計画。

¹² 地方の人口減少及び東京一極集中の両問題の対策として地域活性化等を図るための一連の政策。

¹³ 「医療」「年金」「福祉その他」に分類され、法律によって制度化された公的、準公的、もしくは独立機関によって管理及び給付される費用のこと。

れます。また、財政状況のひっ迫が考えられる中で、健康を維持するための疾病予防に係る取組等の予防的施策を充実させることにより、扶助費等の財政支出を軽減することが今後ますます重要になります。

3. 高度情報化社会の進展と ICT を活用した新たな取組

情報通信技術の飛躍的な進歩と情報通信機器の普及により、インターネットの人口普及率は 2013（平成 25）年に 8 割を超え、我々の社会生活の隅々に浸透するとともに人々の生活様式やコミュニケーションに大きな影響を与えています。

国においても「ICT¹⁴成長戦略¹⁵」や「世界最先端 IT 国家創造宣言¹⁶」、「官民データ活用推進基本法¹⁷」等を策定し、国民生活の利便性向上等を目的とした従来の政策を拡充するとともに、ICT を活用した「新たな付加価値産業の創出」や「社会的課題解決」等を目指した新たな政策も推進されています。ICT を活用した新たな政策の中では、女性の社会進出促進に向けたテレワーク¹⁸の推進やセンサーを用いたインフラの効率的な維持管理等の社会課題解決が掲げられるとともに、放送コンテンツ¹⁹の海外展開等の新規ビジネスの創出が目指されています。また、地方自治体ではマイナンバー制度²⁰活用やオープンデータ²¹の推進等、電子行政化やデータの更なる活用に向けた取組が検討されています。

こうした ICT の活用が進む一方で、個人情報への漏えいや悪用、先端技術を使った犯罪の増加等の問題への対応がこれまで以上に求められています。また、今後、人工知能²²（AI）等の新たな情報通信技術の進歩及び導入によって、雇用喪失等の分野横断的な課題が出現する可能性もあり、情報通信分野における行政機関の対応の重要性は高まると予想されます。

4. グローバル化の進展に伴う地域経済の振興

交通・情報通信技術の急速な発達により、これまで以上に人・物・金・情報が国境を越えて交流し合う、いわゆるグローバル化が進展しています。

このようなグローバル化の進展に伴い、日本企業は生産拠点を国内にとどまらず海外にまで視野を広げて検討し、海外に移転する例も少なからずみられます。

¹⁴ Information and Communication Technology の頭文字をとった略称。

¹⁵ 総務大臣が主宰する「ICT 成長戦略会議」にて「グローバル展開を視野に入れつつ、ICT を日本経済の成長と国際社会への貢献の切り札として活用する方策等」を検討し、策定された。

¹⁶ 「世界最高水準の IT の利活用を通じた、安心・安全・快適な国民生活の実現」を目的とした政府の IT 戦略。

¹⁷ 「官民データの適正かつ効果的な活用の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進」することを目的とした法律。

¹⁸ テレワークとは、ICT を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと。

¹⁹ 放送事業者によって制作及び管理、提供される、アニメや漫画、音楽、漫画等の知的生産物のこと。

²⁰ 住民票を有するすべての人に 1 人 1 つの個人番号（12 桁）を交付し、税や年金、雇用保険等の行政手続きに利用することで、国民の利便性向上などを図ること目的とした制度。

²¹ 誰でも許可されたルール範囲内で自由に複製・加工や頒布などができるデータ。

²² 人間の脳が行っている知的な作業をコンピューター等で模倣したソフトウェアやシステム。

一方で、地域には高い技術力を持つ中堅・中小企業がまだまだ多くあります。ただ、それらの技術をグローバルな市場の中で事業化するノウハウが不足しているなどして、十分に力が発揮されていない企業も多くあり、それらの企業を産学官連携を通して国際的な事業展開等を拡大させ、地域経済を支える中核企業になるよう、ローカルイノベーションを進めていく必要があります。

また、近年、アジアを中心とする新興国の経済成長と、査証制度の改定等を背景に、海外から日本を訪れる観光客が大幅に増加しています。これらの観光客に、滞在を楽しみ、地域の魅力を知ってもらうことはもちろんのこと、地域に存在する観光資源や地域産品などの地域資源を結び付け、域外からの「稼ぐ力」を強化して地域経済の振興を図っていくことも必要です。

さらに、経済における海外の影響力増大や人的交流の活発化が促される一方で、グローバル化は文化摩擦や外国人労働者の増加による日本産業の構造変化の要因にもなると考えられます。そのため、地方自治体としても多様な文化への理解や交流促進、また、グローバル化を踏まえた産業政策の展開も視野に入れ、対応することが求められます。

5. 安全なまちづくりに向けた災害に強い都市基盤の整備

1995（平成7）年の阪神・淡路大震災や2011（平成23）年の東日本大震災をはじめとして、近年、全国各地で大規模な自然災害が多発しています。将来的に南海トラフ地震等の大地震の発生により甚大な被害をもたらされることが想定されていることから、防災対策の推進が求められており、国は2014（平成26）年に「国土強靱化基本計画²³」を策定し、ハード・ソフト²⁴両面から防災・減災を進めています。さらに、2016（平成28）年4月の熊本地震では、震度7が2回連続で発生したことにより市町村の役場庁舎が大きく損壊し、災害対応に深刻な影響が生じたことから、市役所等、防災拠点となる公共施設の耐震性の重要性が再認識され、国による財政的な措置も拡充されています。

また、1990（平成2）年以降、刑法犯の認知件数が増加傾向となり、2002（平成14）年には約369万件と戦後最多を記録した後に、一転して2003（平成15）年から12年連続で減少し、2015（平成27）年は約109万件と戦後最少となっています。その一方で、コミュニティの希薄化や都市化、核家族化、住民意識の多様化等が進行しており、地域の防犯に対する体感的な不安が高まっている可能性があります。

今後とも地域における安全なまちづくりを推進するうえで、災害に強い都市基盤の整備に努めるとともに、地方自治体と住民、企業、NPO、警察等の連携の

²³ 国土強靱化基本法第10条に基づく計画で、国土強靱化に係る国の他の計画等の指針となるもの。

²⁴ 防災対策のハード面では、防災拠点となる公共施設の耐震化や避難路の整備等が実施されています。ソフト面では、ハザードマップの作成、避難訓練の実施等が実施されています。

もとで自助、共助、公助のバランスが取れた一体的な取組を進めていく必要があります。

6. 地方の「発意」と「多様性」による地方分権の新たなステージ

国と地方の関係を「上下・主従」から「対等・協力」へと変化させることをめざした第1次地方分権改革から、地方に対する規制緩和や国から地方への権限移譲を実施した第2次地方分権改革へと地方分権は進展してきました。平成26年に成立した第4次一括法²⁵により、地方分権改革推進委員会の勧告事項についての検討・対処を一通り終えた現在、地方分権改革は地方の「発意」と「多様性」を重視した新たなステージを迎えています。このような展開の下、地方自治体は限られた財源のなかで創意工夫を凝らして個性ある地域づくりを進めていくことが今まで以上に求められています。

一方、福祉や環境、まちづくりなど、これまで行政が専門的に行っていた分野において、NPO等による活動が盛んになっています。また、PPP²⁶/PFI²⁷手法の導入の推進により、公共施設の整備や運営に民間の資金や手法を活用する動きも広がっています。

公共分野を行政のみで行うのではなく、住民やNPO、企業との協働を通じて、個性ある地域づくりを進めていくことが必要です。

7. 一億総活躍社会の実現に向けた仕事と生活の調和の推進

少子高齢化が進行する中、子育て支援や社会保障の基盤強化による新たな経済社会システムづくりに注目されています。この新たなシステムづくりに向けた方策として、性別や年齢、障がいや病気の有無に拘らず誰もが活躍できる「一億総活躍社会」の実現が政府において掲げられています。これに関連して、2014（平成26）年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律（子供の貧困対策法）」、2016（平成28）年4月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）²⁸」や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されるとともに、「育児・介護休業法」、「子ども・子育て支援法」の改正が行われています。このような法制度の整備に伴い、働き方改革や子育て・介護の環境整備の充実、すべての子どもが教育を受けられる環境の整備の拡大が推進されています。今後、ますます人口減少が進む中で、仕事と生活

²⁵ 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の略称。

²⁶ PPP：公民が連携して公共サービスの提供を行う仕組みの総称。

²⁷ PFI：公共施設の建設・維持管理・運営等に、民間の資本や経営ノウハウを取り入れることにより効率化を図る政策手法。

²⁸ 女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図ることを目的とした法律。

の調和や多様な個人の能力の発揮による労働参加率の向上、イノベーションの創出が図られることで、経済成長を加速していくことが期待されています。

その一方で、2013（平成 25）年の男性の育児休暇取得率が2%程度にとどまる状況や子育て世代である30、40代男性の週間就業時間60時間以上の雇用者の割合が約16%と比較的高いことから、仕事と生活の調和に向けては課題があると考えられます。今後、一億総活躍社会の実現に向けて、仕事と子育ての両立支援制度の充実にとどまらず、性別による役割分担意識の解消や長時間労働の抑制といった働き方の見直しをさらに推し進めることにより、すべての人が子育てや地域活動に参画しやすい環境づくりが重要になっていきます。

8. オールジャパンで推進する日本文化の発信とレガシーの創出

伝統的な芸術、祭り、クールジャパン²⁹として注目するコンテンツ、和食等の食文化及び建築等、わが国には悠久の歴史の中で重層的に蓄積され世界に誇ることもできる日本文化が存在します。世界の注目がわが国に集まる2020（平成32）年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催は、日本文化を世界に発信し、世界から人々を引き寄せ、次世代に誇れるレガシーとして創出する絶好の機会です。このような背景の下で、従来の文化行政の範囲に閉じることなく、外交、観光、産業、まちづくりなど様々な関連分野において、文化関係者、国、地方自治体等が連携しオールジャパンで総合的に施策を推進することを「京都宣言³⁰」において掲げています。

伝統的な文化資源が豊富に息づく京都においては、「もうひとつの京都」として「森」、「海」、「お茶」を中心とした文化的魅力の発信に取り組んでおり、日本文化の情報発信を牽引する一端を担っています。特に、「お茶の京都」では山城地域を中心として、ブランド化されている宇治茶をテーマにお茶文化の発信等を進めています。今後ますます、日本文化に対する世界の注目が高まることが期待される中で、どのように地域の文化資源の魅力を効果的に世界に発信し、国際交流の強化や地域産業の活性化等の他分野へと文化政策を波及させていくかについて検討することが重要となります。

²⁹ コンテンツ・ファッション・デザイン・食・観光サービス等を中心として海外で人気の高い日本文化の総称。

³⁰ 2016（平成28）年10月のスポーツ・文化・ワールド・フォーラム文化会議全体会において発表された「2020年を見据えた文化による国づくりを目指して」の通称。

IV. 八幡市の主要課題

主要課題1

**核家族化、高齢化、働き方の多様化、障がいのあるなしに拘らず、様々な生き方の人
が暮らす中で、互いに支え合い共生できる地域づくり**

わたしたちが生活する地域は、核家族化や高齢化、単身者の増加といった世帯形態の多様化とともに、雇用形態をはじめ、職業生活と家庭生活の調和や両立に向けた働き方の多様化の中で、様々な背景やライフスタイルで暮らす人々がいます。

多様な生き方を尊重し合いながら、障がいのある人もない人も、困ったことがあれば互いに助け合い、共に安心して暮らせる地域づくりが今後のまちづくりの重要な課題となります。

[具体的なテーマ]

- 単身者、高齢者、子育てする親などの孤立化の防止
- 障がい者の社会参画、地域における共生
- 年齢、国籍、多様な働き方、家族のあり方など、様々な背景のもとで暮らす人が共生する地域
- 継続して地域福祉を支える担い手の確保・育成

主要課題2

**少子化が進む中で、未来を担う子どもの成長を地域全体で支え、子どもも大人も幸せ
に暮らせる地域づくり**

少子化が進行する中で、子どもを取り巻く環境は、大きく変化しています。核家族の中で育った世代が親となり、地域とのつながりも希薄になる中、子どもと接する経験の不足や身近に相談できる人がいないことなどから、子育てに不安を持つ人が多くいたり、共働き世帯が増える中で、仕事と子育ての両立環境の整備なども大きな課題となっています。一方で、ひとり親家庭などを中心とする子どもの貧困問題への注目も高まっています。これらの課題に向き合いながら、未来を担う子どもの成長を地域全体で支えていくことが求められます。

[具体的なテーマ]

- 学力の向上等、次代を生きる力の育成
- 妊娠・出産・子育てまで一貫したサポートの充実
- 仕事、子育て、地域活動のバランスの取れた暮らしが可能な地域づくり
- 発達障がい児の早期療育の充実
- 子どもの貧困問題への対応

主要課題3

高齢化が進む中で、すべての市民の健康意識を向上させ、生涯にわたって学び、体を動かし、「健康」で「幸せ」に暮らすことのできる「健幸」地域づくり

高齢化が進行し、八幡市でも人口の約3割が65歳以上の高齢者となっており、その比率は今後も高まる見込みです。高齢化の進行は、医療・介護等にかかる社会保障関係経費の増加の要因となります。そういった中、高齢者のみならず、すべての市民の健康意識を向上させ、生涯にわたって、体を動かし、いきいきと生活することへとつなげていくことで、社会保障制度の持続性を高めるとともに、市民一人ひとりが幸福を感じながら暮らすことのできる地域づくりを進めていくことが必要となります。第5次総合計画の期間中には東京オリンピック・パラリンピックなどの国民的イベントの開催も予定されており、市民のスポーツへの関心が高まり、健康づくりの取組を推進するチャンスといえます。

[具体的なテーマ]

- すべての市民が生涯にわたり自然と「健幸づくり」を続けられるまちづくり
- すべての市民の健康意識の向上と増え続ける社会保障費用の抑制
- 東京オリンピック・パラリンピックを通じた市民のスポーツの振興

主要課題4

地域の自然・歴史・文化的資源が多くの人に愛され、住む人も訪れる人も幸せになる地域づくり

日本を訪れる外国人観光客は第4次総合計画の期間中に大幅に増加しました。八幡市にも石清水八幡宮が国宝に指定されるなど、国内外から多くの観光客が訪れる機会がめぐってきています。文化資源や景観資源をつないだ近隣都市との周遊型観光連携や観光客が滞在したくなる環境整備等を通して、国内外それぞれの観光客のニーズに応じ、八幡市の魅力を発信していくことが求められます。

このほかにも様々な自然・歴史・文化資源のある八幡市では、これらを大切に、魅力を十分に引き出して活かしながら、地域の活性化や市民の八幡市への愛着と理解を深めていく必要があります。

[具体的なテーマ]

- 国宝石清水八幡宮等、地域の自然・歴史・文化的資源を活用した魅力の向上
- 地域の愛着と誇りを高める都市イメージの向上
- 茶文化をはじめとする文化の創生
- 来訪者増加に向けた交通機関や周辺地域との連携

主要課題5

新しい交通基盤の整備が進む中であって、美しい田園風景を保全しながら、産業を集積させる活力ある地域づくり

新名神高速道路の整備が進展し、八幡市はこれまで以上に様々な高速道路が交差する交通の要衝となります。グローバル化が進む経済環境の中で、この機会を活かし、地域の活力を支える産業が集積する基盤づくりを進める必要があります。また、産業の集積を誘因とした新たな産業の創出や、新事業を展開する創業者の支援を充実することも重要になります。

さらに、農業については、高齢化に伴い農業従事者が減少する中で、農業の活性化に向けて新たな担い手の育成が必要です。

[具体的なテーマ]

- 新名神高速道路全線開通を見据えた土地利用と産業集積の推進
- 橋本駅周辺の整備による土地利用の検討
- 認定農業者・新規就農者の発掘、認定への誘導
- 農業・農村の有する多面的機能を維持することによる美しい田園風景の保全
- 創業支援についてのワンストップ相談窓口の設置を通じた創業促進

主要課題6

社会の変化に柔軟に対応し、ソフト・ハード両面で安心・安全が守られる地域づくり

八幡市では、人口が急増した昭和40年代頃から上下水道や教育・文化・スポーツ施設等、様々な社会基盤の整備を進めていきました。これらの社会基盤の老朽化に対応するため、修繕や建て替えなど、集約の検討も含めて、様々な対応が必要になってきています。少子高齢化の進行や人口の減少、地震や風水害などの災害への対策など、これまでの想定を超える様々な事象が生じており、こういった社会の変化に柔軟に対応しながら、ハードだけでなく、施設の運用方法のあり方などのソフト面も含めて地域の安心・安全が確保されるよう、取組を進めていく必要があります。

[具体的なテーマ]

- 老朽化する都市基盤の更新等と災害に強いまちづくり
- 自助・共助・公助が機能する地域づくり
- 公共施設の総合的な管理
- 持続的なまちを支える中長期的な行財政運営

基本構想

I. 基本構想の位置づけ

1. 基本構想策定の目的

基本構想は、地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図ることを目的に策定するものです。かつては、市町村が議会の議決を経て制定するよう、「地方自治法³¹」において定められていましたが、法改正により、策定が義務付けられることはなくなりました。八幡市では、2016（平成28）年6月に「八幡市総合計画策定条例」を制定し、基本構想を「市の将来都市像及びその実現に向けた施策の基本的な方向性を示すもの」と定義しました。この基本構想をもとに、施策を総合的かつ体系的に示す「基本計画」及び基本計画を実現するための具体的な事業計画である「実施計画」を定めることとなります。

2. 計画期間

長期的なまちづくりの基本指針である基本構想の計画期間は2018（平成30）年度から2027（平成39）年度までの10年間とします。

³¹ 地方自治法：地方自治の基本を定めた法律。

II. まちづくりの将来像と実現方策

1. 基本的な考え方（ビジョンとその実現に向けたストーリー）

本市は、男山団地の開発から40年あまりが経過する中、美濃山地域などで住宅開発が進んだものの、人口の伸びは鈍化し、横ばいから減少局面に入っています。また、少子高齢化が進み、生産年齢人口が減少するとともに、社会保障関係経費が増加しています。さらに、多くの都市基盤が老朽化し、更新等が必要となる見込みであることから、今後厳しい財政状況が続くものと予想されます。

第4次総合計画（H19～）のもとでは、市民がいきいきと過ごし、住みたい、住み続けたいと思える「やすらぎの生活都市」をめざしたまちづくりを進めてきました。

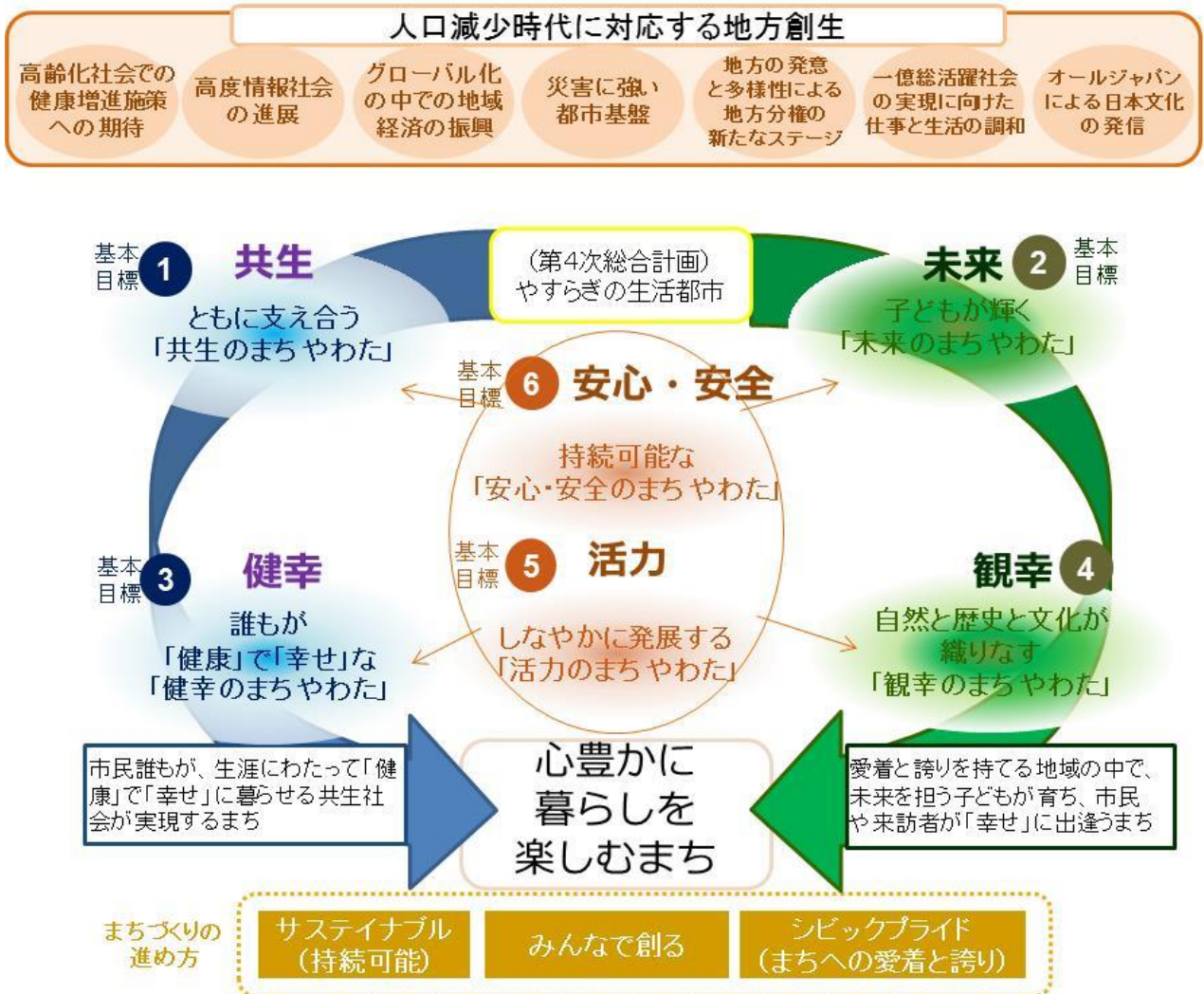
しかし、人口減少・少子高齢化社会の中であって、今後、地域の活力を維持しながら、住みたい、住み続けたいような魅力あるまちにしていくことがさらに求められます。

そのため、市民の「安心・安全」を基に、「活力あるまち」へとしなやかに発展させながら、一方では、多様性と包摂性のある「共生社会」の中、誰もが「健康」で「幸せ」になれるまちづくりを行っていきます。またもう一方では、地域の将来を担う子どもの成長を地域全体で支え、安心して子どもを産み育てたいと思える「子どもの未来」を創っていくとともに、豊かな自然・歴史・文化を背景に、愛着と誇りを持てる地域の中で、市民だけでなく訪れる方が八幡のまちで「幸せ」に出逢えるまちづくりを進めていきます。

これまでのまちづくりを引き継ぎながらも、限りある地域の資源を効果的かつ創造的に活用し、地域への愛着と誇りの中で、市民一人ひとりが考え創る「賢明で快適な（=smart（スマート）」まちづくりを進め、市民が健やかで心豊かに暮らしを楽しめる、住んでよし、訪れてよしの八幡市をめざします。

以上を踏まえ、まちの「将来都市像」と、それを支える「基本目標」、それらを実現していくための「まちづくりの進め方」を次のように定めます。

図表 II-1 将来都市像・基本目標・まちづくりの進め方



みんなで創って好きになる 健やかで心豊かに暮らせるまち
 ～住んでよし、訪れてよし Smart Wellness City, Smart Welcoming City Yawata～

2. 将来都市像

[候補①]

みんなで創って好きになる
健やかで心豊かに暮らせるまち

～住んでよし、訪れてよし

Smart Wellness City, Smart Welcoming City Yawata～

3. まちづくりの進め方

(1) 「みんなで創る」まちづくり

第4次総合計画においても、市民参加や協働はまちづくりの基本姿勢として大切にしてきました。その考えを一步進め、若者からお年寄りまで、市民一人ひとりが地域や身の回りの課題の解決に向けて、何ができるかを考え、行政や地域団体など様々な組織や人と連携しながら、「みんなで創る」まちづくりを進めていきます。

(2) 「シビックプライド（愛着と誇り）」によるまちづくり

まちを「みんなで創る」環境にするためには、市民がまちへの愛着と誇りを持つ必要があります。「みんなで創る」まちづくりの前提として、八幡市への愛着と誇りが醸成されるような取組を進めます。

(3) 将来世代に豊かな生活を引き継ぐ「サステイナブル（持続可能）」なまちづくり

2015（平成27）年の国連サミットにおいて、17の「包括的で互いに関連する」目標が「持続可能な開発目標（SDGs）」として採択されたように、将来世代を視野に入れた持続可能な発展を目指すという考え方は、福祉や環境、財政運営に至るまで、共通して重視される視点です。それぞれの目標において将来的に持続可能かどうかという視点を持って取り組むことにより、将来世代に対して豊かな生活を引き継いでいきます。

4. まちづくりの基本目標

基本目標1

ともに支え合う「共生のまち やわた」

個人の生活様式や価値観の多様化が進むなかで、心ふれあう住みよい地域社会を実現するためには、市民一人ひとりが、互いに人権を尊重し、理解しあう姿勢を持ちながら、共に暮らすまちの創生が必要です。

このため、全ての人々がともに支え合う「共生のまち やわた」の創生に向け、さまざまな取組を進めます。取組にあたっては、意識啓発はもちろんのこと、継続して地域福祉を支える担い手の確保・育成、多様な生活様式に合わせた制度の設計など、様々な側面において共生が進むことを念頭に置いて進めていきます。

基本目標2

子どもが輝く「未来のまち やわた」

子どもを取り巻く環境が大きく変化している中で、未来を担う子どもの成長を地域全体で支え、希望をもち、安心して子どもを産み、育てられる環境の整備が必要です。

このため、子どもが輝く「未来のまち やわた」の創生に向け、子どもたちが社会の変化に対応できる力と豊かな人間性を身につけることができるよう、学校教育の充実、教育・保育施設と家庭や地域の連携の強化、楽しい魅力ある学校づくりを進めるとともに、子どもの貧困問題への対応等、子育て世帯の総合的な支援を進めます。

基本目標3

誰もが「健康」で「幸せ」な「健幸のまち やわた」

生涯にわたって働き、体を動かし、いきいきと生活することを通じて、「健康」で「幸せ」な人生を送ることは、地域全体の活力にもつながります。

このため、誰もが「健康」で「幸せ」な「健幸のまち やわた」の創生に向け、保健・医療制度の適切な運用を図るほか、生涯にわたって地域で活躍できるよう、運動や食の改善、そして地域のコミュニティを活かした健康づくりを進めるとともに、安全な生活道路、歩きたくなるまちづくり、移動手段の確保、快適な公園づくりなどの環境整備を進めます。

基本目標4

自然と歴史と文化が織りなす「観幸のまち やわた」

豊かな自然・歴史・文化資源を持つ八幡市にとって、八幡市への観光客の増加を図り、「観光」業を中心とした地域産業の活性化に結びつけることが重要です。さらに、市民が八幡市の魅力を再認識し、内外へ発信することにより、来訪者へ新たな「出会い」と「幸せ」をもたらし、市民が地域への誇りや愛着をもつことを通して生きがいと「幸せ」を見出すきっかけにもなります。

そのため、自然と歴史と文化が織りなす「観幸のまち やわた」の創生に向け、自然・歴史・文化資源の磨き上げ、地域魅力の発信、文化芸術の振興、近隣都市との周遊型観光連携、観光関連商業の振興等の八幡市の魅力向上に向けた取組を推進していきます。また、市民の愛着醸成を図り、住みたくなるまち・暮らし続けたくなるまちを実現していきます。さらに、市街地や道路等の整備においては、歴史・文化的な景観の保護と向上が図られるよう進めていきます。

基本目標5

しなやかに発展する「活力のまち やわた」

新しい高速道路網の整備に伴って期待される交流人口の増加は、少子高齢・人口減少社会においても、豊かな田園風景を維持・保全しながら、まちの活力を支える産業振興を充実させる絶好の機会です。

そのため、しなやかに発展する「活力のまち やわた」の創生に向け、産業が集積する基盤づくりや企業の誘致、関係機関と連携した創業支援等を進めます。また、農業に関心をもつ機会の提供等を通して担い手の確保を図ります。

基本目標6

持続可能な「安心・安全のまち やわた」

公共施設の耐震化をはじめ、引き続き自然災害の脅威から市民の生命と財産を守る取組をさらに充実させていくとともに、人口減少社会に応じて、財政負担の軽減・平準化を実現するための行財政改革をさらに進めながら、持続可能なまちを目指す必要があります。

そのため、持続可能な「安心・安全のまち やわた」の創生に向け、将来の見通しの中で、道路・橋梁や上下水道などの社会基盤の更新・耐震化・長寿命化等や、公共施設の有効活用や集約の検討も含めた適正な管理を図っていくとともに、「自助」「共助」「公助」それぞれが有効に機能する防災体制の確立など、ハード・ソフト両面で市民の安心・安全が守られるよう取組を進めます。さらに、

それらの防災の拠点として対応が迅速かつ的確にできるような市役所機能の強化と体制づくりを進めていきます。

また、環境にやさしく、安全で清潔な生活環境を守るまちづくりを進めるとともに、豊かな自然を守るため、廃棄物の発生抑制（リデュース）、資源の再使用（リユース）、資源の再生利用（リサイクル）の促進により、環境への負荷の少ない循環型社会が形成されるように進めます。

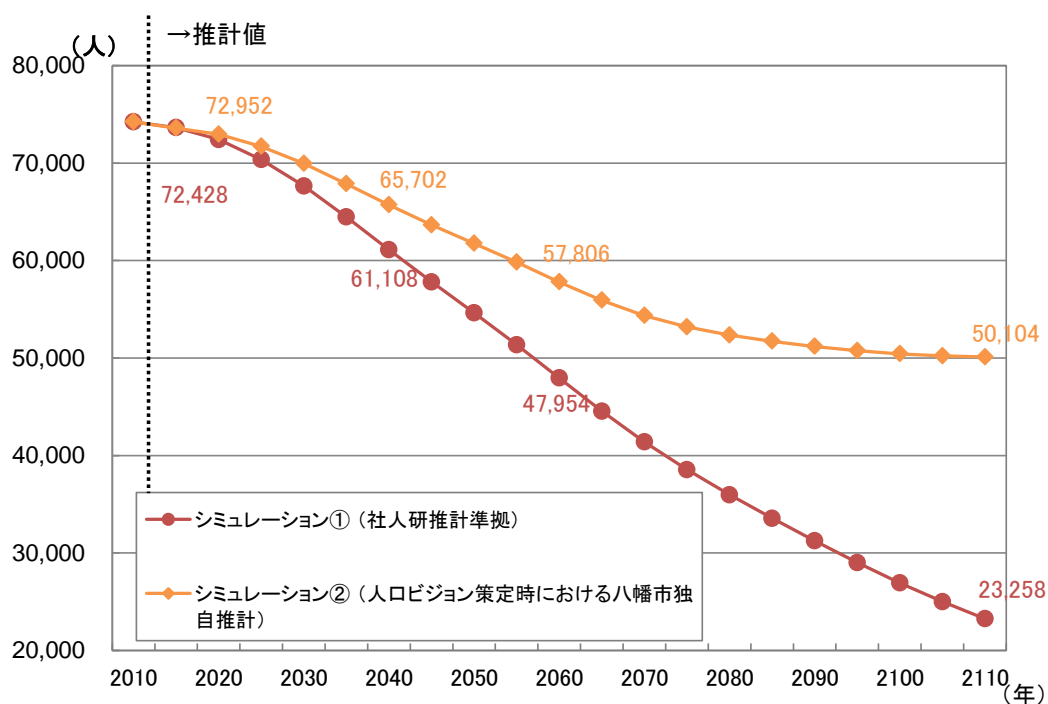
III. 将来フレーム

1. 人口

国勢調査による本市の人口は、昭和 40 年代後半の男山団地の開発を主因とし、全国屈指の急激な増加を見せ、1995（平成 7）年まで人口が増加するものの、今後減少傾向となることが見込まれます。総人口については、2040（平成 52）年には 2015（平成 22）年の約 82%である約 6 万 1 千人程度まで減少すると予想されています。

「八幡市人口ビジョン」では、転出超過の解消や出生率の上昇により、2040（平成 52）年における本市の人口を約 6 万 5 千人以上と設定しています。

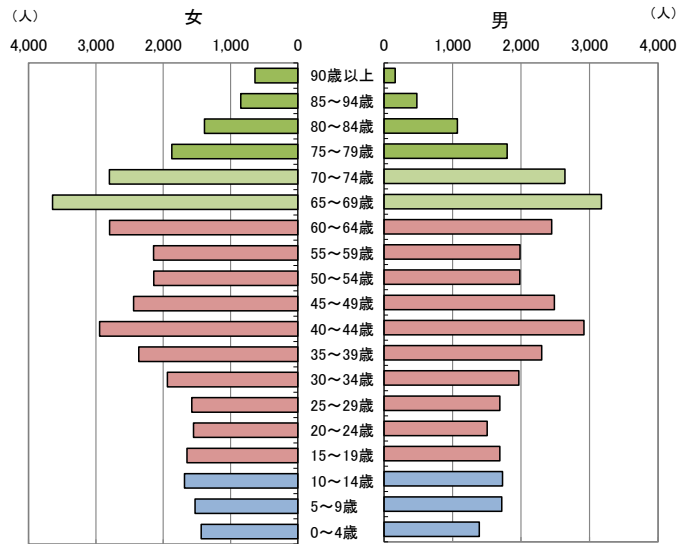
図表 III-1 八幡市の総人口・年齢3区分別人口の見通し



(注) 四捨五入の関係から内訳と計は必ずしも一致しない。
 (資料) 国立社会保障・人口問題研究所(社人研)「日本の市区町村別将来推計人口」(2013年12月推計)、総務省「国勢調査報告」、八幡市資料をもとに推計

図表 III-2 八幡市の人口ピラミッド

【2015年】

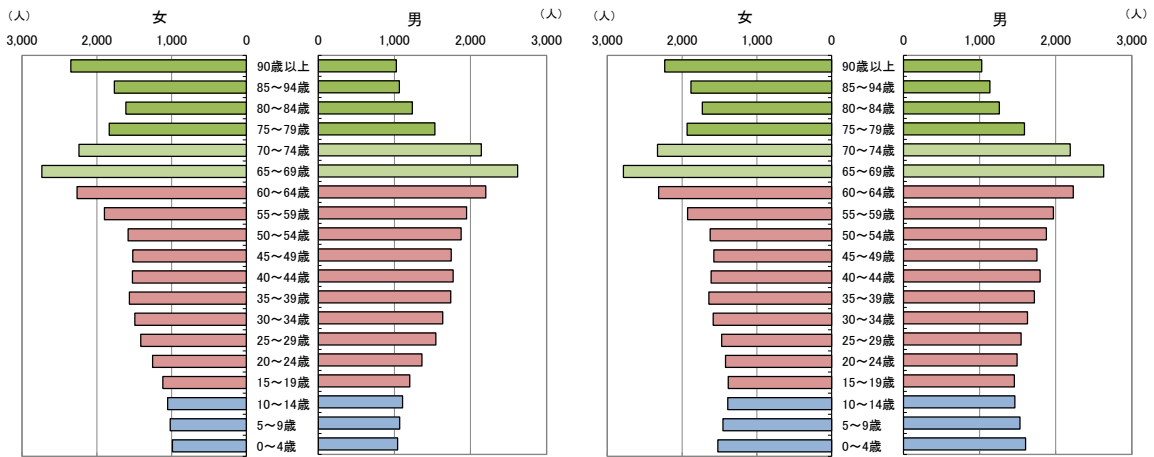


(注) 年齢不詳を除く。
(資料) 総務省「平成 27 年国勢調査」

【2040年】

(社人研推計)

(人口ビジョン策定時、独自推計)



2. 財政

(1) 本市財政の収支見通し

本市の財政の収支見通しは、高齢化に伴う退職者の増加などに伴う納税義務者数の減少による市税収入の減少、高齢化対応や子育て支援の充実に伴う扶助費の増加などに伴い、近い将来収支不足に陥ると見込まれています。持続可能な市政運営を実現するには、収支不足を解消し、財政の健全化に努める必要があります。

図表 III-3 収支見通しの試算結果

精 査 中

(資料)平成 29 年度八幡市財政ナビゲーション

(2) 収支不足の解消に向けて

収支不足の解消に向けて、以下の取組を進めます。

■自主財源の確保

- ・ 税徴収率の向上及び未収金対策の強化
- ・ 土地利用の見直しによる税源涵養策の展開（企業誘致や創業支援による担税力強化）
- ・ 使用料・手数料水準の見直し（受益に応じた適切な負担水準の設定）
- ・ 公有財産の利活用・税外収入の確保（未利用資産の売却、広告収入の増収等）

■歳出の抑制

- ・ 公共施設管理適正化の推進（施設の長寿命化、改修費の平準化によるトータルコストの削減）
- ・ 多様な担い手による行政サービスの提供（多様な担い手による連携や協働、民間委託の推進等）
- ・ 第3セクターの運営改善
- ・ 市単独施策を中心とした事務事業の見直し（不要不急の事業廃止等）

■地方債残高との縮減による公債費負担の抑制

- ・地方債残高と標準財政規模拡大とのバランスを確保
- ・公債費負担の抑制と地方債残高の「質」の確保（地方交付税措置のある有利な地方債の活用、利息負担の軽減等）

■基金の確保

- ・庁舎整備の償還や災害等に備えるため、一定規模の基金残高を確保

IV. 都市空間形成の方針

1. 都市空間形成の考え方

少子高齢化・人口減少社会の到来とともに、厳しい財政状況が見込まれる中、老朽化する公共施設・インフラ施設の更新や安心・安全なまちづくりを進めながら、幸せで豊かな生活を次代に継承していくためには、持続可能な発展を可能にする都市空間の形成が不可欠です。

そのためには、地域の特徴や性質等を踏まえ、居住機能・都市機能（公共施設やインフラ施設、公共交通など）のメリハリある配置を誘導することにより、効率的な土地利用を進めながら、次のまちづくりを進めていきます。

(1) 本市の特性を踏まえた「コンパクトシティ」の実現に向けたまちづくり

- ・鉄道駅周辺や都市基盤整備が行われている新名神高速道路八幡京田辺 JCT・IC 周辺等の地域の核となる拠点では、周辺整備と合わせた都市機能の誘導による機能強化を図り、都市としての賑わいの向上を目指します。
- ・現状で比較的まとまって分布している居住地については、人口減少社会に対応した定住促進対策等の取組を検討するとともに、さらなる居住地の集約化に向けた住み替え促進対策等の取組や、多世代が交流できる仕組みづくり等を合わせて検討し、利便性が高く住みよい市街地の形成を目指します。
- ・拠点間や居住地内を結ぶ交通手段である公共交通においては、誰もが自由に移動しやすい交通環境の形成を目指します。

(2) 産業振興や多様な地域資源を活かした活力あるまちづくり

- ・新名神高速道路の整備等に伴う都市基盤整備を踏まえ、工業・流通業・商業といったさらなる産業機能の集積を図り、税源涵養に資するよう活力ある産業基盤の形成を目指します。
- ・市街化調整区域に広がる農地についても、豊かな田園環境の維持を図るとともに、都市近郊農地という利点を活かし、活力ある農業基盤の形成を目指します。
- ・市域に点在する豊富な歴史文化資源や自然環境、景観といった多様な地域資源については、それぞれ適切な保全に関する取組と合わせて、それらを活かした地域活性化の取組を検討し、活力あるまちづくりを目指します。

(3) 公共施設の再編等による持続可能なまちづくり

- ・道路や橋梁等の社会基盤の長寿命化対策等に関する検討に加え、公共施設の有効活用や集約化等についても検討を行い、持続可能なまちづくりを目指します。

(4) 災害に強く安全・安心に暮らせるまちづくり

- ・頻発する自然災害等の脅威に備えるため、公共施設の耐震化や避難路の確保など、災害に強い都市基盤の形成を目指します。

2. 将来土地利用構想

(1) 持続可能な発展をめざす土地利用ゾーン

① 暮らしと交流の居住ゾーン

市内西部・南部に広がる住宅地では、生活道路や公園・緑地等の都市基盤の整備等により、ゆとりと潤いのある良好な住環境の保全を図ります。

また、生活サービスやコミュニティの持続的な確保に向け、公共交通の利便性向上や拠点地域周辺への住み替え促進等による居住地の集約化を図ります。なお、橋本駅周辺は、交流や生活の拠点として、新たな都市機能の誘導を図ります。大谷飛地については、良好な低層住宅地としての土地利用の実現に向けた検討を進めます。

② 発展と調和の産業ゾーン

市内中央部から東部にかけての田園地域は、優良農地と集落が共生するゾーンであり、美しい田園環境の保全に努めるとともに、集落での生活環境の向上を図ります。

なお、周辺の土地利用の動向等を踏まえ、市街地の拡大に適した地域については、周辺環境との調和に配慮しながら計画的かつ適切な土地利用を検討することとし、特に、新名神高速道路や第二京阪道路等の交通利便を活かし、業務用地の需要拡大に対応した土地利用の展開を検討するとともに、付加価値の高い企業の集積を図ります。

また、八幡京田辺 JCT・IC 周辺では、広域交通の結節点という利便性を活かし、本市の新たな玄関口として、多様な都市機能の集積による魅力と賑わいの創出に向けた土地利用の実現を図るとともに、国道 1 号等の幹線道路沿道では、沿道にふさわしいサービス施設等の立地を図ります。

八幡市駅前周辺については、都市機能の集積を図るとともに、観光まちづくりの観点から、商業機能の充実による賑わいの創出を図ります。

③ 自然と歴史文化ゾーン

国宝石清水八幡宮を含む男山は、歴史の面影深い樹林地であり、豊かな自然環境の保全に努めるとともに、歴史文化の発信地やレクリエーションの場とし

での活用を図ります。また、三川合流周辺から木津川にかけては、雄大な水辺空間を有しており、豊かな自然環境の保全と調和に努めるとともに、レクリエーションの場としての活用を図ります。

(2) 都市機能誘導エリア

① 八幡市駅周辺交流エリア

国宝石清水八幡宮や三川合流域など豊かな自然や歴史文化を活かし、広域的な交流を図るエリア。

② 橋本駅周辺交流エリア

生活・交流の拠点として、商業・医療など複合的な都市機能の誘導を図るエリア。

③ 複合都市機能エリア

広域交通の結節点という利便性を活かし、多様な都市機能の集積による魅力と賑わいの創出に向けた土地利用の実現を図る八幡京田辺 JCT・IC 周辺エリア。

(3) 連携軸

① 広域交流軸

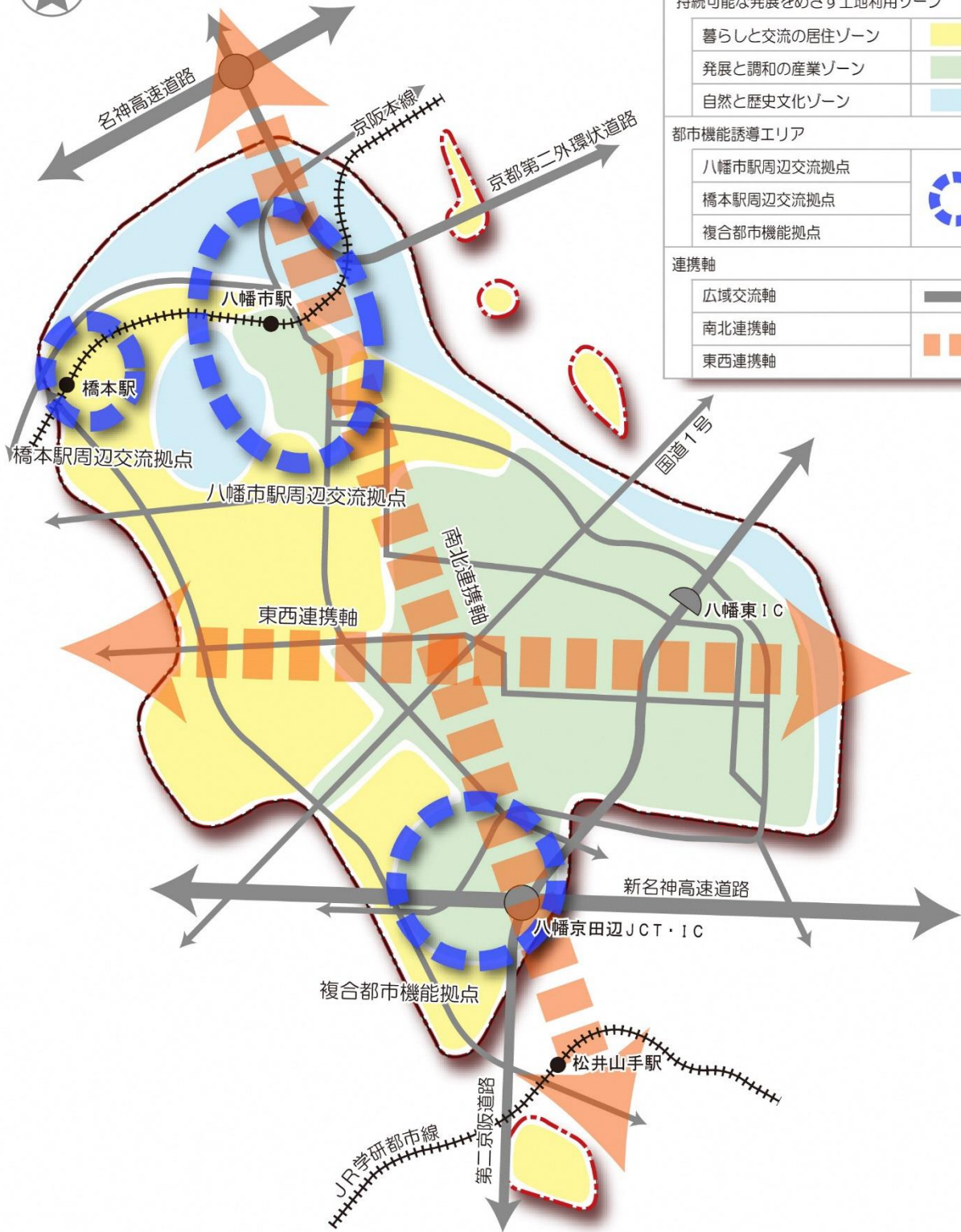
京都府北部や大阪・神戸、滋賀・名古屋、奈良・和歌山方面など、広域的な交流を可能にする幹線道路網を広域交流軸として位置づけ、未整備区間の整備を促進します。

② 南北交流軸

北の玄関口である八幡市駅周辺と南の玄関口である八幡京田辺 JCT・IC 周辺を結ぶ南北軸を南北連携軸と位置づけ、整備を進めます。

③ 東西交流軸

市内を通り、枚方市及び城陽市とつながる東西軸を東西連携軸と位置づけ、城陽市との連絡道路の整備を促進します。



土地利用構想図